

「工場・指定作業場」一覧の見方

環境確保条例に基づく「工場・指定作業場」一覧

事業場住所	種別	事業場名称	業種	廃止日	土壤汚染調査報告書提出日	廃止後の調査が未実施の理由	公開台帳あり
池袋	指定作業場			H9.8.25		実質廃止が条例施行前	<input checked="" type="checkbox"/>
池袋	指定作業場			H27.2.10		有害物質取扱履歴なし	<input type="checkbox"/>
池袋	指定作業場			H21.10.30	H21.10.30		<input type="checkbox"/>
池袋	工場			H24.6.4			<input type="checkbox"/>
池袋	指定作業場			H23.10.19	H23.10.19		<input type="checkbox"/>
池袋	指定作業場		自動車駐車場	H18.6.27			<input type="checkbox"/>
池袋	指定作業場		洗濯施設	H20.10.7			<input type="checkbox"/>
池袋	工場		出版・印刷関連産業	H25.9.3			<input type="checkbox"/>
池袋	工場		パルプ・紙・紙加工品製造業				<input type="checkbox"/>
池袋	指定作業場		自動車駐車場	H17.2.28			<input type="checkbox"/>
池袋	指定作業場		自動車駐車場				<input type="checkbox"/>
池袋	工場		自動車整備業	R2.12.18			<input type="checkbox"/>
池袋	工場		衣料・他の繊維製品製造業	H31.4.1			<input type="checkbox"/>
池袋	指定作業場		自動車駐車場	H26.2.20			<input type="checkbox"/>
池袋	指定作業場		洗濯施設				<input type="checkbox"/>
池袋	工場		木材・木製品製造業	H11.1.27			<input type="checkbox"/>
池袋	工場		その他の製造業	H27.4.21			<input type="checkbox"/>
池袋	指定作業場		自動車駐車場	H27.4.27		有害物質取扱履歴なし	<input type="checkbox"/>
池袋	工場		自動車整備業				<input type="checkbox"/>

廃止届を区が受理した日。
実際の工場を廃止した日と異なる場合があります。事実上廃止していても廃止届が提出されていない場合は、廃止日は記載されません（操業中の扱い）。

以下①または②の場合、台帳が調製、公開されています。
①H31.4.1～R6.3.31廃止施設で対象有害物質の基準超過が確認された場合
②R6.4.1以降廃止施設で土壤汚染調査を実施した場合
⇒5、土壤汚染情報公開台帳をご確認ください。

住所は住居表示です。
同じ住居表示に複数の事業所がある場合があります。地図等でご確認ください。
過去の住宅地図は中央図書館で確認できます。

調査未実施の理由	意味
有害物質取扱履歴なし	廃止時に特定有害物質の取扱いはないと報告があった。（土壤汚染調査は実施していない）
実質廃止が条例施行前	条例の施行（平成13年10月1日）より前に事業場を廃止しており、土壤汚染調査の義務がない。
調査実施	環境確保条例に基づき、対象（取扱いのあった）有害物質の土壤汚染調査が行われた。（調査結果については、職員までお問合せください）
調査猶予中	特定有害物質の取扱いがあったが、建物が残っている等の理由で土壤汚染調査が猶予されている。調査可能となった場合には、土壤汚染調査および区への報告が必要。
120日以内に調査予定	特定有害物質の取扱いがあったため、廃止日（もしくは猶予の取消日）より120日以内に土壤汚染調査を行う予定。